

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 介護保険料所得段階別比較表

第7期事業計画（平成30年度～令和2年度）							第8期事業計画（令和3年度～令和5年度）						
基準保険料月額 5,400円／基準保険料年額 64,800円							基準保険料月額 5,700円／基準保険料年額 68,400円						
所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(R2)		所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(R3～R5)	
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額		本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	30,900円	基準額 ×0.3	19,400円 (※)	第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	34,200円	基準額 ×0.3	20,500円 (※)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65	42,100円	基準額 ×0.4	25,900円 (※)	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65	44,400円	基準額 ×0.4	27,300円 (※)
第3段階		上記に該当しない方	基準額 ×0.75	48,600円	基準額 ×0.7	45,300円 (※)	第3段階		上記に該当しない方	基準額 ×0.75	51,300円	基準額 ×0.7	47,800円 (※)
第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	55,000円		第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	58,100円			
第5段階		上記に該当しない方	基準額 ×1.0	64,800円		第5段階		上記に該当しない方	基準額 ×1.0	68,400円			
第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	77,700円		第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	82,000円			
第7段階		合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額 ×1.25	81,000円		第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満の方	基準額 ×1.25	85,500円			
第8段階		合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	84,200円		第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	88,900円			
第9段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	97,200円		第9段階		本人が課税の方 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	102,600円			
第10段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6	103,600円		第10段階		合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.6	109,400円			
第11段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	110,100円		第11段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	116,200円			
第12段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	116,600円		第12段階	合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×1.8	123,100円					

(※) は第7条第2項から同条第4項までに規定する措置

(※) は第7条第2項から同条第4項までに規定する措置

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における</u>保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>160万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当し</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における</u>保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする</u>。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>165万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>ないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>84,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>103,600円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>110,100円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>116,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>25,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>45,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第8条～第26条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p>	<p>しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>88,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>102,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,400円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>116,200円</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>123,100円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,500円</u>」とあるのは、「<u>27,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,500円</u>」とあるのは、「<u>47,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第8条～第26条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第17条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第18条 第12条第2項の規定にかかわらず、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第11条第1項に該当となる者に対して課する保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和元年度分にあつては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。))であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。)</u>について、第12条第2項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第1項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第2項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第18条 第12条第2項の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>の影響により第11条第1項に該当となる者に対して課する保険料(令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和元年度分にあつては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。))であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限る。))について、第12条第2項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第1項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第2項の申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第19条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法」とする。</u></p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>3 <u>第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。</u> <u>この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>